

新温泉町告示第25号

第96回（令和元年11月）新温泉町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年11月14日

新温泉町長 西 村 銀 三

- 1 期 日 令和元年11月18日 午前9時
- 2 場 所 新温泉町議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）大庭財産区管理委員の選任について
 - （2）常任委員会委員の選任について
 - （3）議会運営委員会委員の選任について

○開会日に応招した議員

池 田 宜 広君	太 田 昭 宏君
岩 本 修 作君	阪 本 晴 良君
森 田 善 幸君	中 井 次 郎君
重 本 静 男君	小 林 俊 之君
谷 口 功君	宮 本 泰 男君
河 越 忠 志君	浜 田 直 子君
平 澤 剛 太君	竹 内 敬一郎君
中 村 茂君	中 井 勝君

○応招しなかった議員

な し

令和元年 第96回（臨時）新温泉町議会 会議録（第1日）

令和元年11月18日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和元年11月18日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第92号 大庭財産区管理委員の選任について
日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第92号 大庭財産区管理委員の選任について
追加日程第1 議長の辞職について
追加日程第2 選挙第1号 議長の選挙について
追加日程第3 副議長の辞職について
追加日程第4 選挙第2号 副議長の選挙について
追加日程第5 議席の変更について
日程第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
日程第6 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
追加日程第6 選任第3号 議会広報調査特別委員会委員の選任について
追加日程第7 選挙第3号 美方郡広域事務組合の議会議員の選挙について
追加日程第8 選挙第4号 北但行政事務組合の議会議員の選挙について
-

出席議員（16名）

1番 池田 宜広君	2番 太田 昭宏君
3番 岩本 修作君	4番 阪本 晴良君
5番 森田 善幸君	6番 中井 次郎君
7番 重本 静男君	8番 小林 俊之君
9番 谷口 功君	10番 宮本 泰男君
11番 河越 忠志君	12番 浜田 直子君

13番 平 澤 剛 太君

14番 竹 内 敬一郎君

15番 中 村 茂君

16番 中 井 勝君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲 村 祐 子君 書記 東 康次郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西 村 銀 三君	副町長	田 中 孝 幸君
教育長	西 村 松 代君	温泉総合支所長	太 田 信 明君
牧場公園園長	藤 本 喜 龍君	総務課長	井 上 弘君
企画課長	岩 垣 廣 一君	税務課長	長谷阪 仁 志君
町民安全課長	西 村 徹君	健康福祉課長	中 田 剛 志君
商工観光課長	水 田 賢 治君	農林水産課長	松 岡 清 和君
建設課長	山 本 輝 之君	上下水道課長	北 村 誠君
町参事	土 江 克 彦君	浜坂病院事務長	吉 野 松 樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇 野 喜代美君	会計管理者	仲 村 秀 幸君
こども教育課長	長谷阪 治君	生涯教育課長	川 夏 晴 夫君
調整担当	谷 淵 朝 子君	代表監査委員	川 崎 雅 洋君

議長挨拶

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第96回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月半ばを過ぎ、日増しに寒気が加わり、季節風とともに冬の到来を感じる季節となりました。

さて、本日は、第96回新温泉町議会臨時会の御案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多用の中、出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

今期臨時会に提案されます議案は、人事案件及び議会常任委員会委員の選任などに係る案件であります。

議員各位におかれましては、格別の御精励を賜り、慎重な御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いいたしますとともに、議事の円滑な運営につきまして格別の御協力をお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（西村 銀三君） 議員の皆さん、おはようございます。

第96回新温泉町議会臨時会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月6日には松葉ガニ漁が解禁になり、浜は活気にあふれております。松葉ガニの高級ブランドである光輝も誕生いたしました。また、16日開催の浜坂みなとカニ祭りにはたくさんの方が来場され、にぎやかな一日になりました。そして、11月10日、浜坂道路Ⅱ期工事起工式にはたくさんの御出席をいただき、まことにありがとうございます。カニや温泉など町の大切な資源を活用し、交流人口の拡大につなげ、地域活性化の取り組みを進めてまいります。

さて、本日は、臨時会のお願いをいたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙中にもかかわらず、全議員御出席のもと本会議が開催できますこと、心より感謝とお礼を申し上げます。

今期臨時会は、人事案1件を御提案させていただきたく存じます。

議員の皆様には慎重審議をいただき、適切かつ妥当なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時02分開会

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第96回新温泉町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中井 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、議長において指名いたします。

5番、森田善幸君、11番、河越忠志君をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（中井 勝君） 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

会期等について、議会運営委員会が開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中井議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） おはようございます。改めて御挨拶を申し上げます。

議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

委員会が開かれたのが去る11月14日でございます。

次に、協議事項に入らせていただきます。

第96回新温泉町議会臨時会提出議案、議事運営についてを協議をいたしました。

開会日時は本日11月18日月曜日ということでございます。付議事件につきましては、町長からの提案がございました1件であります。議案第92号、大庭財産区管理委員の選任について、そして議会提出案件として、人事案で2件が提出されております。選任第1号、常任委員会の選任について、選任第2号、議会運営委員会委員の選任について、この2件であります。

次に、会期であります、本日11月18日、1日と決定をいたしました。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 中井委員長、ありがとうございます。

お諮りいたします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおりの会期で御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第3、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員につきましては、議会委員会条例第13条第2項ただし書きの規定により、議長において11月17日付で辞任の許可をいたしております。

また、一部事務組合の議会議員につきましては、それぞれの組合議会に辞職願を提出され、11月18日付で許可されておりますので、報告いたします。

そのほか、9月27日の議会定例会以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙議会对外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、監査の結果について報告いたします。

監査委員から令和元年9月分の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しを添付して報告いたします。

次に、説明員の報告をいたします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本定例会に説明のため出席を求めた者の職、氏名は、一覧表のとおりであります。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務教育常任委員会が10月30日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務教育常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、総務教育常任委員会の報告を行います。

10月30日午後1時から、教育委員会のこども教育課の所管事務調査を行いました。内容は、浜坂認定こども園の整備についての報告であります。当日の傍聴者は9名ございました。

委員会の冒頭に、当日の委員会資料の審査会の選定結果が当日配付に至ったことについて指摘し、その経過をただしたところであります。課長からは、10月18日に副町長を委員長とする審査会を開催し、方向決定したところですが、審査結果の内部決裁が決裁関係者の出張によって配付日の25日現在完了していなかったというところから、当日の配付になったと、そういう経過でありました。以後注意しますということでありました。その報告をもとに審査会の選定結果を資料配付をしたところであります。

今回の所管事務調査は、浜坂認定こども園の整備について、①教育委員会による浜坂認定こども園整備のあり方、また、②としまして、同整備委員会からの検討結果報告書、また、③として、同建替え候補地選定委員会の結果の3点から説明を受けたところであります。最終結果は、現在の園舎隣接地東側を買収する方式を第1候補といたしまして、北側を第2候補として整備したいとの報告でありました。これについて、委員からは多くの質疑がなされたところであります。主な意見を紹介いたします。

まず、津波想定外の発表で浸水区域から外れたことが現在地となったようだ。今の災害は想定できない場所や雨量など、今回の19号がまさしく物語っていると。郵便局員が子供を迎えに行くときに車ごと濁流にのみ込まれて死亡したり、土砂災害でも指定されていないところで発生し4人が死亡したと、そういうことがあったと。危険区域の指定も絶対というものではないということ、想定外の災害が続いている。現在のこども園の周囲は冠水する地域であり、この地に決定することに違和感がある。これに対して当局から、想定を超える災害発生は承知していると。特別警戒情報で避難の情報も出されていた。避難の方法もまちまちだが、現在の施設は特別警戒が出る前の大雨警報なりの段階で保護者に迎えに来ていただいて対応していると。河川の状況もリアルタイムで把握ができる状態であり、また、同地は皆さんに便利な場所で、建物や造成に対策を講じていきたいと、こういう答弁がありました。

また、教育委員会のあり方の中で、教育は人づくりとあるが、そのとおりである。その姿勢が本町にあれば最高である。豊かな資源や施設を利用するのは町外の子供たち、町内利用が薄いのが現実であると。何事もポリシー、姿勢が第一で、そのもとで進められるべきであり、こども園の整備も具体的に示してほしい。ゼロ歳児保育の要望は各場所でも多くの意見がある。町は新しいこども園の整備であわせて対応できると答えておるが、時間もかかることであり、教育長不在で議論がストップしたが、臨時的でも他の方法も駆使すべきではないかと、これはゼロ歳児保育のことでもあります。また、場所がどこでも、大切なことは子供の命であり、優先されるべきである。10月29日、神戸新

間に、想定外の浸水、取り残された園児ら130人が2階に避難、この記事の中で、専門家はハザードマップは安全確認の最低限の手がかりというふうに言っておると、現の案については再検討すべきではないかと、そういう意見でありました。当局からは、子供の命は譲れないところであります。最大限に何ができるか、対策を立てて向かっていきたい、そういうふうな答弁でありました。

また、教育委員会のあり方の中で、地域という表現が多く使われておりますが、捉え方はどうかと。ゆめっこ認定こども園はどのように地域で生かされているのか。現在地であることが地域であることではないと、検討委員会がストップだったが、教育長を選任し、責任の一端を持たせるためだったのであるのかと。この場所が水害想定内の地域であり、子供の命の点から適地なのか。浸水想定外の場所に設置すべきではないか。検討結果は尊重したいが、災害の状況が変化しており、今回の19号台風の状況が、その19号台風の後の検討委員会の報告であれば同じ結果だったのだろうか、候補地検討の拡大、再検討はできないのか。これに対して、地域の捉え方は限定するものではないと、広い範囲でもあり、また狭い範囲でもあり、校区などの中での地域ということもあると、ゆめっこは広い範囲での地域であるが、地域とのかかわりを考え、園においていただくように対応しておると、候補地は地域になじんだ場所、図書館など文化施設もあり、適地である。必要な対策を講じていきたい。今回の台風災害からの御意見は理解できるが、再検討には経過もあり難しい状態であると。

また、候補地の選定で、候補地が前回から2カ所ふえているが、———付近や南線付近の調査はしたのかに対して、———付近は、検討委員会では出ていない。南線は第1次の検討委員会で最終選考に残らなかったと、現地調査はしたが、踏切を渡る、また浸水地域であるというところから、今回、最終候補地にはなっていないということであります。

また、浜坂自治区等293名の連名で要望書が出ているが、要望の内容は何なのかということですが、また、検討委員会のメンバーが大きく途中でかわっておるという中で、答申については全会一致だったのかという質問がありました。要望の柱は2点であります。現在地での改築とゼロ歳児保育等の早期実現の要望となっております。報告書については、全委員一致での結果であるということでありました。

園児の避難訓練でどの程度の時間で避難できるのかという質問ありました。また、現在地は怖さが拭い切れない。多くの対策を講じることは当然だが、候補地の検討の余地はないのかとの質問がありました。徒歩でナカケ屋上に避難という避難訓練をしているようであります。現在、警報が出たら保護者に連絡し、迎えに来ていただく。実績としては、5分から5時間ぐらいのまちまちな状態があるということであります。候補地の選定では、避難場所に文化会館を想定しておるが、職員の車で避難し、8分から10分で避難できる。それから、整備においては、2階建てで屋上高7メートル程度を考慮しておると、現の候補地で理解をお願いしたいということでありました。

また、教育委員会のあり方の中で、子育てエリアの開発が候補地では可能だという表現がある。構想があるのかやら、19号の被災地の議会人と話す機会があり、被災の状況を聞いた。その中で、これほどの被害は想定していなかった。現実、警報が出て、外に出ることができない状態であった。川が決壊すると一気に水が押し寄せてくる。これら、今後はこんな状況が当たり前の災害になるのではないかと思うと。いろいろ対策を言われたが、対策を講じなければ。また、避難を前提にしないような場所にすべきではないか。より安全な場所の再検討を願いたい。これに対して、子育てエリアの開発は、児童館とか大型遊具が考えられるということ、災害対策の専門家である河田氏の助言もいただき、最大限の防災上の観点をもとに選定を行ったところであるという答弁でありました。

また、報告書が出されたが、現位置を含む案は事務局誘導の結果と思える。浸水エリアであり、本質的な部分では何も変わっていない。あえてこの場所にするのか。平成2年、当地の台風19号の日雨量は236ミリ、今回の19号台風と比較すると、当時の2倍、3倍を超える雨量であったと。想定もできない状況である。当地において、このような状況において、想定ができないような雨量であるということでもあります。同僚議員にもあったが、あえてなぜこの場所なのかと、今は改築ができるタイミングで、50年に1度の状況である。協議のあり方で今後の大庭のことも触れておると、今回の改築を機に、方向をより明確にすべきではないかと、こういう質問がありましたが、大庭のことについては将来的に見たものである。まだ何も決定しているものではないということで、また、そういうことが必要になったときには地域なりの意見を聞きながら進めたい、そんな内容でありました。

最後に、町長から意見がありました。現在地は地域の合意形成が得られる場所である。周囲に人の存在があり、想定していれば被害が最小限にも抑えられると。まちづくり全体から見て、現位置で理解をお願いしたいと。

かなり深い意見交換があったんですが、以上で総務教育常任委員会からの報告といたします。長くなりました。

○議長（中井 勝君） ありがとうございます。中村委員長、御苦労さまでした。

次に、北但行政事務組合議会定例会が10月8日及び18日に開かれておりますので、その報告をお願いします。

7番、重本静男君。

○北但行政事務組合議会議員（重本 静男君） おはようございます。それでは、第108回北但行政事務組合議会定例会の報告をさせていただきます。

まず初めに、会期を10月8日から10月21日までの14日間として、本会議を令和元年10月8日、10月18日に開催いたしました。

本会議第1日目は、10月8日午前10時よりクリーンパーク北但にて開催され、条例2件、予算1件、決算1件の合計4件の提案がありました。

第5号議案として、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてということで、これは地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和2年4月1日より導入される会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定める条例を制定するものです。

次に、第6号議案としまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。これは、先ほどの第5号議案に関連し、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の整備に関する条例を制定するものであります。

次に、第7号議案としまして、令和元年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。このたびの補正予算は、歳出については、4年に1度の土壌調査業務委託料の増額補正を行い、歳入は、平成30年度決算の確定により、繰越金3,663万2,000円を増額し、歳出との差額を平成30年度実施の地域振興事業費の精算とあわせて、各市町負担金を減額補正するものであります。

最後に、第8号議案、平成30年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入総額7億2,238万57円、歳出総額6億8,574万6,851円で、歳入歳出差し引き残額が3,663万3,206円の黒字となり、同額を翌年度に繰り越したということであります。黒字の理由につきましては、電力売り払い収入、有価物の売り払い収入など不確定な要素が多くあり、それらの収入が見込みより増となったことが主たる要因のようであります。

以上4件、一括上程がありまして、管理者の提案説明、事務局よりの議案ごとの説明がありました。8日から17日までは議案熟読のために休会議決があり、散会しました。

本会議第2日目は10月18日に開催され、一般質問後、議案ごとに質疑を行い、第5号議案、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定については、全会一致で原案どおり可決いたしました。

第6号議案、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、これも全会一致で原案どおり可決いたしました。

第7号議案、令和元年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）は、全会一致で原案どおり可決されました。

第8号議案、平成30年度北但行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論を行い、起立による賛成多数で原案どおり可決されました。

以上が提案された案件の結果報告であります。

その他、御報告させていただきます。

本年4月22日に発生した作業員の死亡事故についてであります。8月14日、但馬労働基準監督署から元請である株式会社タクマに対して指導票が交付されたということあります。この指導票は、労働監督署が現場を調査し、その結果、労働法令違反に該当しないが、改善したほうが望ましいと思われる事項を記載したものであります。指

導事項として、作業者自身の労働災害の危険を認識する力を身につけさせること、安全な作業手順の策定、リスクアセスメントの実施、墜落の危険がある場所には立入禁止の表示を設けるなど、事業場内の危険の見える化の促進などが盛り込まれていました。株式会社タクマの指名停止につきましては、兵庫県へ事例照会し、協議した結果、組合発注の工事ではないこと、また、被災者本人の不注意による要因が大きいことなどから、指名停止の要件には該当しないと判断し、実施しないこととした報告がありました。

また、不測の事態によりクリーンパーク北但が長期的に施設停止となった場合、あるいは災害廃棄物が大量にクリーンパーク北但へ入り、処理し切れなくなった場合に備え、このたび鳥取県境港市の三光株式会社と基本協定を結び、廃棄物の運搬及び処理について全面的に支援していただくこととなり、7月1日付で協定を締結したという報告がありました。

次に、ごみの搬入状況の報告があり、ことし4月から9月までの搬入されたごみ総重量は2万661トンで、前年の同時期に対して102.98%となります。引き続き適正な分別とごみの減量化に協力の依頼がありました。

次に、発電についてです。ことし4月から9月までの6カ月間の合計で、余剰電力の売却によって1億345万6,665円を収入しており、今年度は1億7,500万円の買電収入を予算計上しているところですが、計画よりもやや多い水準で収入しているという報告がありました。

長くなりましたけど、以上で北但行政事務組合議会定例会の報告を終わります。以上です。

○議長（中井 勝君） ありがとうございました。

次に、町長から報告がありましたらお願いします。

○町長（西村 銀三君） 特にはありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

日程第4 議案第92号

○議長（中井 勝君） 日程第4、議案第92号、大庭財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、前委員、西村輝久氏が令和元年9月30日をもって辞任したため、後任の管理委員を選任するものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第92号、大庭財産区管理委員の選任について御説明いたします。説明の都合上、審議資料1ページをごらんください。大庭財産

区管理委員につきましては、本年6月議会で選任の同意をいただいたところでございますけれども、去る11月6日に大庭財産区管理会から、管理委員の西村輝久氏が9月30日付で辞任したので、新たに西村輝幸氏を推薦する旨の通知がございました。

管理委員の選任につきましては、資料下段の大庭財産区管理会設置条例第3条第1項に、委員は、大庭財産区の区域内に3カ月以上住所を有する者で、新温泉町議会の議員の被選挙権を有する者の中から町長が議会の同意を得て選任することとなっております。

それでは、議案92号に戻っていただきまして、大庭財産区管理委員として、西村輝幸氏の選任について、同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午前9時34分休憩

午前9時35分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

しばらくの間、議長の職務を務めさせていただきます。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（池田 宜広君） 議長、中井勝君から議長辞職の願いが提出をされております。

お諮りをいたします。議長の辞職について、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前 9 時 3 6 分休憩

午前 9 時 3 7 分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第 1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、中井勝君の退場を求めます。

〔16番 中井 勝君退場〕

○副議長（池田 宜広君） ただいま配付しましたとおり、議長、中井勝君から 1 1 月 1 8 日付をもって議長の職を辞したいと辞職願が提出をされております。

事務局長に朗読をさせます。

仲村事務局長。

○事務局長（仲村 祐子君） 議長の辞職について。議長、中井勝氏より、令和元年 1 1 月 1 8 日付をもって新温泉町議会議長の職を辞したい旨、申し出があったので、地方自治法第 1 0 8 条の規定により、議会の許可を求める。令和元年 1 1 月 1 8 日提出。新温泉町議会副議長、池田宜広。

令和元年 1 1 月 1 8 日。新温泉町議会副議長、池田宜広様。新温泉町議会議長、中井勝。辞職願。このたび都合により、令和元年 1 1 月 1 8 日をもって新温泉町議会議長を辞職したいので、地方自治法 1 0 8 条の規定により、許可されるようお願い出ます。

○副議長（池田 宜広君） お諮りをいたします。地方自治法第 1 0 8 条の規定に基づき、中井勝君の議長の辞職を許可することについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。よって、中井勝君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

中井勝君の入場を求めます。

〔16番 中井 勝君入場〕

○副議長（池田 宜広君） 中井勝君に告知いたします。議長の辞職は許可をされました。

ここで、中井勝君から退任の挨拶の申し出があります。許可をいたします。

○議員（16番 中井 勝君） 失礼をいたします。議長退任に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

このたび、新温泉町議会の申し合わせを尊重し、議長を辞職することといたしました。顧みますと、平成 2 9 年 1 1 月の臨時会におきまして、議員各位の温かい御支援によりまして、町議会議長の要職につかせていただきました。この間、公正中立は無論のこと、円滑な議会運営を心がけるとともに、さらなる議会の活性化などを念じて頑張ってきました。幸いにして先輩、同僚議員から格別の御支援、御協力をいただきまして、本日まで大過なく職務を果たし得ましたこと、お力添えに心から感謝を申し上げる次第であります。

なお、今後とも町政進展のため、一層の努力をいたしたいと存じます。変わらぬ御指導、御鞭撻をお願いを申し上げまして、議長の退任の挨拶といたします。ありがとうございました。

追加日程第2 選挙第1号

○副議長（池田 宜広君） ただいま議長が欠けました。

お諮りをいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田 宜広君） 異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前9時43分休憩

午前9時55分再開

○副議長（池田 宜広君） 再開をいたします。

追加日程第2、選挙第1号、議長の選挙についてを議題といたします。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

○副議長（池田 宜広君） ただいまの出席議員は16名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の第2項の規定によって、立会人に7番、重本静男君、9番、谷口功君を指名します。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（池田 宜広君） 念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。なお、氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意ください。

再度申し上げます。念のために申し上げますが、投票は単記無記名です。なお、氏名の姓のみを記載され、被選挙人が特定できない票は案分されず、無効になりますので、御注意ください。

配付漏れはありませんね。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（池田 宜広君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

○事務局長（仲村 祐子君） 議席番号順にお呼びいたします。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....

2番	太田 昭宏君	3番	岩本 修作君	4番	阪本 晴良君
5番	森田 善幸君	6番	中井 次郎君	7番	重本 静男君
8番	小林 俊之君	9番	谷口 功君	10番	宮本 泰男君
11番	河越 忠志君	12番	浜田 直子君	13番	平澤 剛太君
14番	竹内敬一郎君	15番	中村 茂君	16番	中井 勝君
1番	池田 宜広君				

.....

○副議長（池田 宜広君） 投票漏れはありますか。

投票を終わります。

開票を行います。重本静男君、谷口功君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（池田 宜広君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、うち有効投票16票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、中井勝君13票、中井次郎君3票。

この選挙の法定得票数は4票でございます。有効得票数の4分の1以上。したがって、中井勝君が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（池田 宜広君） ただいま議長に当選をされました中井勝君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。当選人、中井勝君。

議長に当選をされました中井勝君に議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。

○議員（16番 中井 勝君） 一言御挨拶を申し上げます。

このたび議長選挙におきまして、議員の皆様の御支持をいただき、新温泉町議会議長の要職につくことになりました。身に余る光栄であります。心から感謝を申し上げます。慎んでお受けしたいと思っております。

責任の重さを痛感いたしておりますが、これまで2年の議長経験を生かしながら、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたし、円滑で活発な議会運営を目指してまいりたいと存じます。何とぞ皆様の御協力、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、理事者各位に申し上げます。我々議会といたしましては、いたずらに摩擦を起

こすようなことはもとより避けなければなりません、同時に、安易な妥協に陥ることがあってはならないと思います。緊張感を持ちながら、町民の信託に応えなければならない、かように考えております。何とぞ御協力をお願いいたします。

大変簡単であります、就任の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○副議長（池田 宜広君） 議長就任の挨拶は終わりました。

中井勝議長、議長席にお着きを願います。

暫時休憩をいたします。

午前10時06分休憩

午前10時07分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第3 副議長の辞職について

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

副議長、池田宜広君から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、副議長辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時08分休憩

午前10時09分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、池田宜広君の退場を求めます。

〔1番 池田宜広君退場〕

○議長（中井 勝君） ただいま配付しましたとおり、副議長、池田宜広君から11月18日付をもって副議長の職を辞したいと辞職願が提出されております。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○事務局長（仲村 祐子君） 副議長の辞職について。副議長、池田宜広氏より、令和元年11月18日付をもって新温泉町議会副議長の職を辞したい旨、申し出があったので、

地方自治法第108条の規定により、議会の許可を求める。令和元年11月18日提出。
新温泉町議会議長。

令和元年11月18日。新温泉町議会議長様。新温泉町議会副議長、池田宜広。辞職願。このたび都合により、令和元年11月18日をもって新温泉町議会副議長を辞職したいので、地方自治法108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。地方自治法第108条の規定に基づき、池田宜広君の副議長の辞職を許可することについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、池田宜広君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

池田宜広君の入場を求めます。

〔1番 池田宜広君入場〕

○議長（中井 勝君） 池田宜広君に告知いたします。副議長の辞職は許可されました。ここで、池田宜広君から退任の挨拶の申し出がありますので、許可いたします。

○議員（1番 池田 宜広君） 副議長を退任するに当たり、一言のお礼の御挨拶を申し上げます。

思い返してみますと、ちょうど2年前、平成29年11月の臨時会にて、議員各位の御支援により、副議長の重職につかせていただきました。この間、何分にも行き届かぬ点が多かったにもかかわらず、議長を初め、先輩、同僚並びに理事者の方々の御指導と御協力をいただき、本日までどうにか無事に務めることができました。ここに皆様方の御厚情に対し、厚く申し上げる次第でございます。

これまでの多くのお力添えに心から感謝を申し上げ、簡単ですが、副議長退任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

追加日程第4 選挙第2号

○議長（中井 勝君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前10時13分休憩

午前10時30分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第4、選挙第2号、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

副議長に池田宜広君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました池田宜広君を副議長の当選人と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました池田宜広君が副議長に当然いたしました。

ただいま副議長に当選されました池田宜広君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。当選人、池田宜広君。

副議長に当選されました池田宜広君に副議長就任の承諾及び挨拶をいただきます。

○議員（1番 池田 宜広君） 先ほど就任をさせていただきました池田宜広でございます。2期目ということもございしますが、皆様方の一人一人の議員力のアップに少しでも力になればなと思っておりますのも含めまして、今回、立候補をさせていただいております。

皆さん御承知とは思いますが、中井議長が兵庫県の議長会の会長ということもありまして、先ほど選任をされました。その特に力になればなということも思っております。

2年が終わり、また2年ということになりますけれども、各位の御協力、また理事者側の協力もいただきまして、あと2年務めさせていただこうと思っておりますので、どうか皆様方の御指導も含めて、よろしく願いをいたしたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（中井 勝君） 池田副議長の就任挨拶は終わりました。

追加日程第5 議席の変更について

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。議席の変更についてを日程に追加し、追加

日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時33分休憩

午前10時38分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第5、議席の変更についてを議題といたします。

議席の変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において議席の変更を行います。

議員諸君の議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

○事務局長（仲村 祐子君） 議席番号、氏名の順に読み上げます。

1番、池田宜広議員、2番、平澤剛太議員、3番、河越忠志議員、4番、重本静男議員、5番、浜田直子議員、6番、森田善幸議員、7番、太田昭宏議員、8番、竹内敬一郎議員、9番、阪本晴良議員、10番、岩本修作議員、11番、中村茂議員、12番、宮本泰男議員、13番、中井次郎議員、14番、谷口功議員、15番、小林俊之議員、16番、中井勝議員。

○議長（中井 勝君） ただいま朗読したとおり議席の変更をいたします。

なお、次回の会議から新しい議席へ着席をお願いいたします。

暫時休憩します。

午前10時39分休憩

午後 1時30分再開

○議長（中井 勝君） それでは、再開いたします。

日程第5 選任第1号

○議長（中井 勝君） 日程第5、選任第1号、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議長から指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、議長から指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（仲村 祐子君） まず、総務産建常任委員会委員です。池田宜広議員、重本静男議員、森田善幸議員、竹内敬一郎議員、阪本晴良議員、中村茂議員、谷口功議員。

次に、民生教育常任委員会委員です。平澤剛太議員、河越忠志議員、浜田直子議員、太田昭宏議員、岩本修作議員、宮本泰男議員、中井次郎議員、小林俊之議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、それぞれ常任委員会に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、それぞれ常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 1 分休憩

午後 1 時 3 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩中に各委員会において決めていただいておりますので、御報告いたします。

総務産建常任委員会委員長、中村茂君、副委員長、森田善幸君、民生教育常任委員会委員長、宮本泰男君、副委員長、河越忠志君が互選されました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 2 分休憩

午後 1 時 3 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

日程第 6 選任第 2 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、選任第 2 号、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議会運営委員会委員の選任については、議長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、議長から指名いたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（仲村 祐子君） 議会運営委員会委員、阪本晴良議員、岩本修作議員、中村茂議員、宮本泰男議員、谷口功議員、小林俊之議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 5 分休憩

午後 1 時 3 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に委員会において決めていただいておりますので、御報告いたします。

議会運営委員会委員長、谷口功君、副委員長、阪本晴良君が互選されました。

追加日程第 6 選任第 3 号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。選任第 3 号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、選任第 3 号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 6 とし、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 7 分休憩

午後 1 時 3 8 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 6、選任第 3 号、議会広報調査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報調査特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第 8 条第 4 項の規定により、議長が会議に諮って指名するとなっております。

議会広報調査特別委員会委員の選任については、議長から指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、議長から指名いたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（仲村 祐子君） 議会広報調査特別委員会委員は、平澤剛太議員、河越忠志議員、浜田直子議員、森田善幸議員、竹内敬一郎議員、阪本晴良議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、議会広報調査特別委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、議会広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。
暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 9 分休憩

午後 1 時 4 0 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

次に、議会広報調査特別委員会委員の委員長及び副委員長は、委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員会において互選するとなっております。

休憩中に委員会において決めていただいておりますので、御報告いたします。

議会広報調査特別委員会委員長、阪本晴良君、副委員長、平澤剛太君が互選されました。

追加日程第 7 選挙第 3 号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。選挙第 3 号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 7 とし、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第 3 号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第 7 とし、議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 4 1 分休憩

午後 1 時 4 2 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 7、選挙第 3 号、美方郡広域事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

美方郡広域事務組合の議会議員の選任については、選挙により行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長から指名することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局長に朗読させます。

○事務局長（仲村 祐子君） 住所、氏名の順に読み上げます。

新温泉町飯野1877番地の1、中井勝議員、新温泉町対田283番地1、浜田直子議員、新温泉町湯1234番地、森田善幸議員、新温泉町歌長2601番地、阪本晴良議員、新温泉町湯52番地の4、中井次郎議員、新温泉町浜坂937番地の1、小林俊之議員。以上です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、美方郡広域事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、美方郡広域事務組合の議会議員に当選されました。

当選された諸君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

追加日程第8 選挙第4号

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。選挙第4号、北但行政事務組合の議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。したがって、選挙第4号、北但行政事務組合の議会議員選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時45分休憩

午後 1 時 4 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

追加日程第 8、選挙第 4 号、北但行政事務組合の議会議員の選挙についてを議題といたします。

北但行政事務組合の議会議員の選挙については、選挙により行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長から指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読をさせます。

○事務局長（仲村 祐子君） 住所、氏名の順に読み上げます。

新温泉町竹田 4 8 2 番地の 4、重本静男議員、新温泉町千原 7 1 0 番地、中村茂議員です。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。ただいま事務局長の朗読のとおり、北但行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり、北但行政事務組合の議会議員に当選されました。

当選された諸君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は全て終了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

第 96 回新温泉町議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会は、本日 1 日ではございましたが、人事案件及び議会構成に係る議会人事等について御審議を賜りました。議員各位の御精励により適切な結果を得たものであり、

厚くお礼を申し上げます。

これからは日ごとに寒さも増してまいります。議員各位並びに執行部の皆さんには、健康に御留意をいただき、町行政の積極的な推進に御尽力いただきますようお願いを申し上げます。閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 第96回新温泉町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、提案させていただきました人事案件の御同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議員各位には、今後とも御協議を重ねさせていただきながら、町政運営を行ってまいりたいと存じます。一層の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

向寒のみぎり、十分御自愛をいただきながら、議員皆様が御健勝で議員活動をされますことを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第96回新温泉町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時50分閉会
